

琉球大学学術リポジトリ

判例に見る災害発生時における学校の法的責任

メタデータ	言語: 出版者: 琉球大学大学院教育学研究科 公開日: 2017-05-12 キーワード (Ja): 学校事故, 自然災害, 学校の法的責任, 安全配慮義務, 東日本大震災 キーワード (En): 作成者: 田中, 洋, Tanaka, Hiroshi メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/36592

判例に見る災害発生時における学校の法的責任

田中 洋

School Legal Responsibility in Natural Disasters Learning from the Cases

Hiroshi TANAKA

琉球大学大学院教育学研究科
高度教職実践専攻(教職大学院)紀要
第 1 卷

Department of Teacher Education
Graduate School of Education
University of the Ryukyus
No. 1

2017年3月

判例に見る災害発生時における学校の法的責任

田中 洋

School Legal Responsibility in Natural Disasters Learning from the Cases

Hiroshi TANAKA

要 約

学校は、自然災害が発生した場合、その管理下にある児童・生徒等について、その生命や身体の安全を守るという「安全配慮義務」あるいは「安全保持義務」を負っている。しかし、その具体的内容は必ずしも明らかではない。そのことを、2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災を経験して、学校現場は改めて認識したところであり、学校の法的責任を明確化することが喫緊の課題となっている。

その課題に取り組む際に、有用な手がかりとして考えられるのが、これまで蓄積されてきた裁判例である。それらを分析することによって、自然災害発生時に学校が取るべき具体的な方策が見えてくるのではないだろうか。

本稿では、まず自然災害を学校事故の枠組みの中で位置づけたうえで、これまでの裁判例の中から、自然災害によって生じた事故について学校側が責任を問われたものを抽出して概観する。そして、裁判例を通じて得られるであろう基準あるいは視点について検討を行い、その提示を試みるものである。

キーワード：学校事故 自然災害 学校の法的責任 安全配慮義務 東日本大震災

1. はじめに

2011（平成23）年3月11日に発生した東日本大震災は、東北地方の太平洋側3県（岩手県、宮城県、福島県）を中心に、甚大な被害をもたらし、死者15,893人及び行方不明者2,553人（2017. 3. 10警察庁）の尊い人命が失われたことは、発生後6年を経た今なお、記憶に新しいところである。地震発生日時が、金曜日の午後2時46分という、通常であれば子どもたちがまだ学校に在校している時間帯であったため、学校の管理責任が大きく問われることになった点で、学校関係者にとっては、きわめて厳しい対応を迫られることになり、またそれだけに、今後の学校管理・運営において重要な教訓としなければならない貴重な経験ともなった。実際に、子どもを含む学校関係者に限ってみても、死者659人及び行方不明者74人（文部科学省「東日本大震災による被害情報について（第208報）」2012. 9. 14）という、これまでにない多数の犠牲を生じてしまったことは、決して忘れてはならない。

かつて経験したことのないような大災害に直面した教育現場においては、残念ながらすべての学校において適切な対応がとられたのかは定かではなく、亡くなった子どもの遺族が必ずしも納得してはいないために、学校を訴える裁判が起こっているのも現実である。

このような状況に直面している学校現場においては、自然災害の際に果たしてどのような対応が求められるのか、その法的責任について改めて精査する必要に迫られているといえよう。特に大きな自然災害については、その責任の判断がきわめて困難であることが予想されるため、これまでに同種事例に関

して示された判例を分析することが、有用であると考えられる。そこで、本稿では、自然災害における学校の法的責任が問われた過去の裁判例について分析し、今後の学校に求められる災害時の責任について若干の検討を試みることにする。

2. 学校事故の分類

自然災害時の学校の法的責任を検討するにあたって、まず、これまで学校事故の分析において、どのような枠組みが使われているのか、その分類について整理しておきたい。

その前提として、そもそも「学校事故」とは何か。ここで学校事故とは、「学校の内外を問わず、児童生徒らが学校の管理下にある際の事故」のことをいい、その原因は問わない。それを端的に示すのが、次の「独立行政法人日本スポーツ振興センター法」である。

第15条1項 センターは、…、次の業務を行う。

[略]

7 学校の管理下における児童生徒等の災害(負傷、疾病、障害又は死亡をいう。…)につき、当該児童生徒等の保護者…又は当該児童生徒等のうち生徒若しくは学生が成年に達している場合にあっては当該生徒若しくは学生その他政令で定める者に対し、災害共済給付(医療費、障害見舞金又は死亡見舞金の支給をいう。…)を行うこと。

即ち、独立行政法人日本スポーツ振興センターは、「学校の管理下における児童生徒等の災害」に対して災害給付を行うことを業務の一つとしており、その対象となる災害はすべて「学校事故」ということになる。

それでは、「学校事故」をさらにどのような枠組みで分類することが可能であろうか。ここでは、以下の3つの基準による分類を提示しておきたい。

(1) 被害を受けた客体による分類

この分類は、主として誰が又は何が被害を被ったかによって分類するものであり、一般に市区町村の管理規則や服務規程に採用されることが多い。一般的には次のような項目で整理されることになる。

- ・ 児童生徒の事故
 - 施設・設備の管理の不備によるもの
 - 教職員の指導・監督の不注意によるもの
 - 児童生徒同士の喧嘩等によるもの
 - 外部の人や物などによるもの
- ・ 教職員の事故
- (・ 第三者の事故)
- ・ 施設・設備の事故
 - 地震・風水害などの天災によるもの
 - 火災・盗難によるもの
 - 児童生徒によるもの

(2) 事故発生場所による分類

これは、主として学校事故がどこで発生したのかを基準にして分類するものであり、次のような

分け方をするのが一般的である。

- ・ 学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
各教科等中、特別活動中（行事）
- ・ 学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
部活動、宿泊研修、生徒指導、進路指導
- ・ 休憩時間中、その他校長の指示または承認に基づいて学校にある場合
始業前、休み時間、昼休み、放課後
- ・ 通常の経路及び方法により通学する場合
登校中、下校中
- ・ 以上に準ずる場合として文科省令で定める場合
駅で集合・解散が行われる場合の駅と自宅の往復中

この分類の典型例が、「独立行政法人日本スポーツ振興センター法施行令」の次の条文である。

第5条（学校の管理下における災害の範囲）

[略]¹⁾

- 2 前項第一号、第二号及び第四号において「学校の管理下」とは、次に掲げる場合をいう。
- 一 児童生徒等が、法令の規定により学校が編成した教育課程に基づく授業を受けている場合
 - 二 児童生徒等が学校の教育計画に基づいて行われる課外指導を受けている場合
 - 三 前二号に掲げる場合のほか、児童生徒等が休憩時間中に学校にある場合その他校長の指示又は承認に基づいて学校にある場合
 - 四 児童生徒等が通常の経路及び方法により通学する場合
 - 五 前各号に掲げる場合のほか、これらの場合に準ずる場合として文部科学省令で定める場合

ここで「学校の管理下」とは、「校長の管理・監督権の及ぶ範囲」と考えるべきであろう。

(3) 事故発生原因による分類

これは発生原因により、端的に次のように分類される。

- ・ 自然災害
- ・ 人的災害
- ・ 交通災害

以上3つの分類を併用することによって、「学校の法的責任」の具体的内容が明確化されることが期待できるが、ここでは、(3)の分類により、とくに自然災害を原因とする学校事故の検討が必要かつ有効と考え、これに該当する判例に限定して検討を行う。

1) 災害共済給付に係る災害は、次に掲げるものとする。

- 一 児童生徒等の負傷でその原因である事由が学校の管理下において生じたもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。
- 二 学校給食に起因する中毒その他児童生徒等の疾病でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの。ただし、療養に要する費用が五千円以上のものに限る。
- 三 第一号の負傷又は前号の疾病が治った場合において存する障害のうち、文部科学省令で定める程度のもの
- 四 児童生徒等の死亡でその原因である事由が学校の管理下において生じたもののうち、文部科学省令で定めるもの
- 五 前号に掲げるもののほか、これに準ずるものとして文部科学省令で定めるもの

3. 判例の概要

自然災害時に問われる学校の法的責任として具体的に問われるのは、学校が児童生徒に対して負っている安全配慮義務を果たしたのか否かという点である。ここでの安全配慮義務とは、通常予見される危険への配慮義務であり、児童生徒等の心身の発達段階に応じた注意義務と考えられる。ただし、同じ安全配慮義務であっても、学校の設置主体によって、その法的根拠は異なることに注意が必要である。すなわち、都道府県や市町村が設置する公立学校については、国家賠償法が適用される²⁾のに対して、私立学校では、民法の債務不履行責任³⁾又は不法行為責任が適用されることになる⁴⁾。

これを前提に、以下、具体的な判例を見ていくこととする。

(1) 最高裁判所平成2年3月23日判決⁵⁾

都立高等専門学校の山岳部が行った春山登山で、途中で吹雪となって予定の行動がとれなくなり、山小屋に留まるか、下山を強行するかを選択に迫られたが、下山途中に雪崩で遭難し、引率教諭2人と生徒1人は樹木につかまるなどして助かったが、学生6人とOB1人が死亡した。学校の責任について、最高裁判所は、次のように引率教諭の注意義務違反を肯定している。

「学校行事も教育活動の一環として行われるものである以上、教師が、その行事により生じるおそれのある危険から生徒を保護すべき義務を負っており、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負うものであることはいうまでもない。」

もっとも、学校行事としての登山については、その危険性から特に高度な注意義務を要求する裁判例もある。即ち、「学校行事として行われる登山については、特にその安全の確保が要求され、これが各学校の関係者に周知されていることにかんがみると、学校行事としての登山は、一般の冒険的な登山あるいは同好の士による登山とは異なり、より一層安全な枠の中で行うべきことが要求され、その危険の回避については、より一層の慎重な配慮が要求されているというべきである」（東京高等裁判所昭和61年12月17日判決⁶⁾）として、学校に厳しい義務を課している。

(2) 最高裁判所平成18年3月13日判決⁷⁾

私立高校のサッカー部員が、対外試合中に落雷を受けて負傷し、重い後遺障害が残った。教員が落雷を予見して回避措置をとるべきであったかが争われた裁判において、第2審の高松高等裁判所は、「雷注意報の発令や遠雷は、それ自体は具体的な落雷被害の発生を当然に意味するものではなく、社会通念上も、雷注意報が発令されたり、遠くで雷が聞こえたりしていることから直ちに一切の社会的な活動を中止あるいは中断すべきことが当然に要請されているとまではいえないから、被控訴人学校法人に安全配慮義務違反があったというためには、自然科学的な見地から落雷被害についての結果回避可能性があったというだけでは足りず、その前提として、…具体的な事実関係の下において、…教諭に落雷被害についての予見可能性のあったことや平均的なスポーツ指導者として

2) 国家賠償法第1条 国又は公共団体の、公権力の行使に当る公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によつて違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。

ここでは、公立学校の教員の教育活動も公権力の行使に含むとするのが判例である（最高裁判所昭和62年2月6日判決、判例時報1232号100頁）。

3) 民法第415条 債務者がその債務の本旨に従った履行をしないときは、債権者は、これによって生じた損害の賠償を請求することができる。債務者の責めに帰すべき事由によって履行をすることができなくなったときも、同様とする。

4) 民法第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護される利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

民法第715条 ある事業のために他人を使用する者は、被用者がその事業の執行について第三者に加えた損害を賠償する責任を負う。ただし、使用者が被用者の選任及びその事業の監督について相当の注意をしたとき、又は相当の注意をしても損害が生ずべきであったときは、この限りでない。

2 使用者に代わって事業を監督する者も、前項の責任を負う。

3 前二項の規定は、使用者又は監督者から被用者に対する求償権の行使を妨げない。

5) 判例タイムス725号57頁。

6) 判例タイムス624号254頁。

7) 民集第219号703頁。

の予見義務違反があったことが必要である」と述べたうえで、学校の責任を否定した（高松高等裁判所平成16年10月29日判決⁸⁾）。

これに対して、最高裁判所は、引率教諭等は落雷を予見して回避すべき注意義務を怠ったとして、審理を原審に差し戻した。その理由として、判決は次のように述べる。即ち、「教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動するのであるから、担当教諭は、できる限り生徒の安全にかかわる事故の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて当該事故の発生を未然に防止する措置を執り、クラブ活動中の生徒を保護すべき注意義務を負うものというべきである。」

そして、予見可能となる時点については、以下のように判示している。「雷鳴が大きな音ではなかったとしても、同校サッカー部の引率者兼監督であった…教諭としては、上記時点ころまでには落雷事故発生の危険が迫っていることを具体的に予見することが可能であったというべきであり、また、予見すべき注意義務を怠ったものというべきである。このことは、たとえ平均的なスポーツ指導者において、落雷事故発生の危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は減弱するとの認識が一般的なものであったとしても左右されるものではない。なぜなら、上記のような認識は、平成8年までに多く存在していた落雷事故を予防するための注意に関する本件各記載等の内容と相いれないものであり、当時の科学的知見に反するものであって、その指導監督に従って行動する生徒を保護すべきクラブ活動の担当教諭の注意義務を免れさせる事情とはなり得ないからである。」

このように教員にとっては厳しすぎる感もあるような予見義務を課すことによって、最高裁判所は、学校における落雷事故の根絶を期したとも考えられる。

(3) 横浜地方裁判所平成23年5月13日判決⁹⁾

市立高校3年生の生徒2名が、修学旅行中に海に入ったところ、リーフカレントによって沖に流されて、パニックに陥って溺死した。生徒の死亡に対して学校の責任が問われた裁判で、横浜地方裁判所は、次のように述べて、引率教員の注意義務違反を肯定している。即ち、「公立学校の教員は、その職務上、教育活動を行うに際し生徒の生命及び身体の安全を保持する義務を負い、修学旅行等の学校行事も、教育活動の一環として行われるものである以上、教員が、その行事により生ずるおそれのある危険から生徒を保護し、事故の発生を未然に防止すべき一般的な注意義務を負うものであることはいうまでもない。したがって、修学旅行の引率教員は、このような安全保持義務の一内容として、生徒の集合場所、見学場所、活動場所等について十分な事前調査を行い、危険箇所の有無等を確認するとともに、その調査、確認に基づいて、生徒の学年、年齢や状況に応じた適切な安全指導を行う義務を負う」と判示し、事前の適切な下見と生徒への安全指導の重要性を述べる。

そのうえで、「両教諭には、本件行程において海に入ることが予定されていたニシ浜の東屋前の浜辺及びその周辺に関し、竹富町役場、石垣海上保安部等の関係官公署に問い合わせるなどして、危険箇所の有無及び沖縄で海に入る場合の注意点等の情報を収集した上、これを基に十分な実地踏査を行う義務があったというべきである。この調査を行えば、ニシ浜の一角に、地形的にリーフカレントが発生しやすい危険な場所である本件事故現場が存在することを把握することができたのであって、両教諭には、危険な場所が存在することを生徒に対し適切に注意喚起すべき義務があった」にもかかわらず、本件ではそれが十分には果たされなかったと断じた。

もっとも、亡くなった生徒にも過失を認め、4割の過失相殺を行っている点についても注意が必要である。

8) 判例時報1913号66頁。

9) 判例時報2120号65頁。

(4) 仙台地方裁判所平成25年9月17日判決¹⁰⁾

東日本大震災の際に、私立幼稚園において、地震発生後、高台にある幼稚園から海沿いの地域に向けて幼稚園送迎バスを出発させ、そのバスが津波に巻きこまれて園児4名が死亡した。仙台地方裁判所は、幼稚園長に情報収集義務違反を認め、経営法人とともに損害賠償責任を肯定している。その理由について、判決は次のように述べる。「特に幼稚園児は3歳から6歳と幼く、自然災害発生時において危険を予見する能力及び危険を回避する能力が未発達の状態にあり、園長及び教諭らを信頼してその指導に従うほかには自らの生命身体を守る手だてがないのであるから、被告…学院の履行補助者である本件幼稚園…の園長及び教諭ら職員としては、園児らの上記信頼に応えて、できる限り園児の安全に係る自然災害等の情報を収集し、自然災害発生の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて被害の発生を未然に防止し、危険を回避する最善の措置を執り、在園中又は送迎中の園児を保護すべき注意義務を負うものというべきである」とし、これを本件に当てはめて次のように述べる。

「眼下に海が間近に見える高台に位置する本件幼稚園…に勤める被告…園長としては、午後3時2分過ぎ頃に本件小さいバスを高台から出発させるに当たり、たとえ本件地震発生時までにはいわゆる千年に一度の巨大地震の発生を予想し得なかったとしても、約3分間にわたって続いた最大震度6弱の巨大地震を実際に体感したのであるから、本件小さいバスを海沿いの低地帯に向けて発車させて走行させれば、その途中で津波により被災する危険性があることを考慮し、ラジオ放送(ラジカセと予備の乾電池は職員室にあった。)によりどこが震源地であって、津波警報が発令されているかどうかなどの情報を積極的に収集し、サイレン音の後に繰り返される防災行政無線の放送内容にもよく耳を傾けてその内容を正確に把握すべき注意義務があったというべきである。」

そして、本件地震の規模を到底予見しえなかったという反論に対しては、「予見義務の対象は本件地震の発生ではなく、前記説示のとおり巨大な本件地震を現実に体感した後の津波被災のおそれであり、情報収集により防災行政無線やラジオ放送等により津波警報や大津波警報が伝達され、高台への避難等が呼び掛けられていた状況の下で、本件小さいバスを眼下に海が間近に見える高台から海岸近くの低地に向けて出発させることにより津波被害に遭うおそれがあるかについての予見可能性があったかどうかということであるから、単に本件地震発生前に地震学者がマグニチュード9.0の巨大地震の発生を予想していなかったことをもって、本件地震発生後の津波被災のおそれまで予見困難であったとはいえない」として、幼稚園側の責任を肯定している。

(5) 仙台地方裁判所平成26年3月24日判決¹¹⁾

上記(4)と同様に、東日本大震災の際に、町立保育所で保育を受けていた子ども2人が、地震発生後の津波から保育所職員が運転する車で逃げる途中、津波に流されて死亡した。保育所の責任が問われた裁判において、仙台地方裁判所は、次のように述べて保育所職員の過失を否定している。

まず、「当時の被告の災害対策本部においては、災害対策本部に設置されたテレビ(ワンセグ)やラジオによる情報収集は行っておらず、災害対策本部が行うべき情報収集の事務(災害対策基本法23条の2第4項1号)が適切に行われていたといえるかについては疑問が残るところであって、その結果、本件指示がされた当時、被告が実際に認識していた情報は限定的なものであった」として、「…総務課長において、海岸線から1.5キロメートルの地点にあった…保育所に津波が到達し得る危険性を予見することはできなかったというべきである」として、予見可能性を否定する。したがって、保育所職員には、当該保育所に津波が到達することの予見可能性がない以上、「本件指示をした当時、…総務課長において、避難を要する旨の指示をすべき義務があったということとはできない」と述べて、避難の在り方について保育所職員の過失を否定したのである。

10) 判例時報2204号57頁。

11) 判例時報2223号60頁。

(6) 仙台地方裁判所平成28年3月24日判決¹²⁾

上記(4)(5)と同じく東日本大震災の時に、市立小学校に避難していた児童を、担任教諭が、児童の同級生の父からの申出を受けて引き渡し、その後、児童は自宅まで送り届けられたが、津波に巻き込まれて溺死してしまった事件について、予め登録された「災害時児童引取責任者」ではない同級生の父に引き渡したことの責任が争われた。仙台地方裁判所は、「本件小学校における災害時児童引取責任者の制度は、災害時の児童の安全確保を第一の目的とし、児童の安全確保に責任を持てる者への確実な引渡しを実現するための制度であると解される」以上、「保護者の保護下でない状況であれば、児童の安全を確認できない限り、災害時児童引取責任者以外の者に引き渡してはならない義務を負っていたというべきである」とする。そして、「本件校長が、本件地震の発生後、本件地震や本件津波に関する情報を迅速かつ適切に収集することを怠ったため、収集することができた情報等からF〔被害児童〕を災害時児童引取責任者ではないK〔Fの友人の父親〕に引き渡すと本件津波に巻き込まれるという結果を予見し得たにもかかわらずこれを予見せず、そのため、Fの安全を確認しないままKにFを引き渡した結果、Fが本件津波に巻き込まれ、その生命又は身体に危険が及んだ場合には、本件校長に国家賠償法1条1項にいう過失が認められ、違法なものとして、被告は、これによってFに生じた損害を賠償する義務を負う」として、学校側の責任を認めている。

4. 小活

以上のように前記3章で自然災害発生時の学校の法的責任が問われた裁判を概観したが、それらを通じて見えてくるものとして、次の2点を挙げるができるであろう。即ち、(1)情報収集義務と(2)子どもの発達段階・状況に応じた対応、それぞれの重要性である。

(1) 情報収集義務の重要性

東日本大震災を始めとする様々な自然災害を経験した我々には、自然は人智を超えるものであり、その前には人間はほとんど無力であることは自明である。しかし、たとえそうだとした場合、いやそうであるからこそ、自然災害に臨んでは正確な情報を集めることが何よりも重要なのである。まさに「備えあれば憂いなし」といえよう。この点については、上述した判決の多くが指摘するところである。

まず、落雷の予見可能性が問題となった裁判では、最高裁判所平成18年3月13日判決(3章2節)が、当時の一般的な認識よりも科学的知見を優先すべきことを明言している。即ち、事件当時「平均的なスポーツ指導者」が有していた「落雷事故発生の危険性の認識が薄く、雨がやみ、空が明るくなり、雷鳴が遠のくにつれ、落雷事故発生の危険性は減弱するとの認識」は、「当時の科学的知見に反するものであって、その指導監督に従って行動する生徒を保護すべきクラブ活動の担当教諭の注意義務を免れさせる事情とはなり得ない」と述べ、教員は、落雷についての科学的知見を有していなければならないと断じている。

次に、修学旅行中のリーフカレントによる事故が問題となった裁判では、横浜地方裁判所平成23年5月13日判決(3章3節)が、「安全保持義務の一内容」として、「生徒の集合場所、見学場所、活動場所等について十分な事前調査を行い、危険箇所の有無等を確認するとともに、その調査、確認に基づいて、生徒の学年、年齢や状況に応じた適切な安全指導を行う義務を負う」と指摘して、引率教員に対して、事前の情報収集とそれに基づく生徒への指導を義務付けている点が、きわめて重要である。

さらに、東日本大震災時に、送迎バスが津波に襲われて園児が亡くなった事件の裁判では、仙台地方裁判所平成25年9月17日判決(3章4節)が、幼稚園の職員は「できる限り園児の安全に係る自

12) 裁判所ウェブサイトhttp://www.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail4?id=85832

然災害等の情報を収集し、自然災害発生の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて被害の発生を未然に防止し、危険を回避する最善の措置を執り、在園中又は送迎中の園児を保護すべき注意義務を負う」と述べ、即時的な情報の収集が不可欠であることを判示している。

また、同じく東日本大震災時に、担任が、児童をその友達の父親に引き渡した後に自宅で津波に吞まれて亡くなった事件でも、仙台地方裁判所平成28年3月24日判決（3章6節）は、「災害に関する情報を収集することは、防災対策業務を的確かつ迅速に実施し、避難者の生命や身体の安全を確保する前提として欠かせないものである」と述べたうえで、「本件校長や本件教頭が行った情報収集は明らかに不十分なものであったというべき」としている。

いずれも、災害にあたって、事前にあるいはそれに直面して、学校側に適切な情報収集を義務付けるものであることがわかる。

(2) 子どもの発達段階・状況に応じた対応の重要性

学校が、発達途上の子どもたちを預かる場所である以上、自然災害の時にも、その発達段階に応じて子どもたちに対応することは当然であろう。また、教育活動が、必ずしも定型的なものではなく、子どもの発達段階はもちろん、その目的や子どもの興味・関心などに応じて、様々な場所や方法で行われるものである以上、自然災害の際にも、その状況に応じた対応が求められることは、やはり自明なことといえよう。

それは、登山での事故において学校の責任が問われた事件で、東京高等裁判所昭和61年12月17日判決（3章1節）が、「学校行事としての登山は、一般の冒険的な登山あるいは同好の士による登山とは異なり、より一層安全な枠の中で行うべきことが要求され、その危険の回避については、より一層の慎重な配慮が要求されている」と判示して、学校行事としての登山に対して、より高い注意義務を要求していることからわかるであろう。

また、落雷事故での学校の責任が問われた事件では、最高裁判所平成18年3月13日判決（3章2節）において、「教育活動の一環として行われる学校の課外のクラブ活動においては、生徒は担当教諭の指導監督に従って行動する」というクラブ活動の性質を述べたうえで、学校の責任を肯定している。即ち、生徒は顧問の指導監督に従わなければならないため、生徒が勝手に練習や試合を途中で放棄することは通常困難であり、その分、学校に責任が強く求められることになるのである。

東日本大震災時の学校側の責任が問われた裁判でも、子どもの発達段階に応じた対応が求められる点は同様である。「災害時児童引取責任者」以外に児童を引き渡したことについて、仙台地方裁判所平成28年3月24日判決（3章6節）では、「災害時児童引取責任者」の制度の目的を「災害時の児童の安全確保」とし、「児童の安全確保に責任を持てる者への確実な引渡しを実現するための制度である」としたうえで、「災害発生後に児童が本件小学校に避難してきた場合には、たとえ一旦下校した児童であったとしても保護者の保護下でない状況であれば、児童の安全を確認できない限り、災害時児童引取責任者以外の者に引き渡してはならない義務」を学校に課している。小学生というまだ判断能力の未熟な子どもを保護する必要から「災害時児童引取責任者」を予め定めていることに鑑みれば、当然の判示であろう。

さらに未熟な幼稚園児が、送迎バスが津波に吞まれて亡くなった事件でも、仙台地方裁判所平成25年9月17日判決（3章4節）は、次のように述べて、幼稚園児という発達段階を重視している。即ち、「特に幼稚園児は3歳から6歳と幼く、自然災害発生時において危険を予見する能力及び危険を回避する能力が未発達の状態にあり、園長及び教諭らを信頼してその指導に従うほかには自らの生命身体を守る手だてがない」。だからこそ、「園児らの上記信頼に応じて、できる限り園児の安全に係る自然災害等の情報を収集し、自然災害発生の危険性を具体的に予見し、その予見に基づいて被害の発生を未然に防止し、危険を回避する最善の措置を執り、在園中又は送迎中の園児を保護すべ

き注意義務を負う」とするのである。

ところが、保育園児が津波に襲われて犠牲になった事件について、仙台地方裁判所平成26年3月24日判決(3章5節)は、保育園側の責任を認めなかった。「保育所に津波が到達し得る危険性を予見することはできなかった」として、そもそも予見可能性を否定していることが大きく結論を左右しているが、それを考慮してもなお、犠牲になったのが保育園児ということに鑑みれば、発達段階に応じた対応の重要性という観点からは、この判決には疑問が残るところである。

一方、修学旅行中の事故で生徒が溺死した事件について、横浜地方裁判所平成23年5月13日判決(3章3節)は、生徒の過失を認め、4割の過失相殺を認めている。即ち、事故当時17歳の高校3年生の生徒について、「このような年齢及び学年に相応して、成人に匹敵する判断能力の下、危険箇所を発見し、これを回避する自主的な行動をとることが期待されていた」としたうえで、教員の指示に反する行動について、「本件事故に至るまでの両生徒の行動には、両生徒の年齢及び学年に相応して備わっていることが期待される判断能力等に照らし、かなり軽率な面があったことは否定できない」と判示している。これは、高校生であれば、子どもであっても「成人に匹敵する」高い判断能力を求めたものであり、発達段階に応じた対応を求めたものと考えられる。

以上のように、自然災害発生時の学校の法的責任が問われた判例を検討することによって、少なくとも2つの視点—情報収集義務の重要性及び子どもの発達段階・状況に応じた対応の重要性—を見出すことができた。今後は、学校保健安全法によって各学校に作成が義務づけられている「危険等発生時対処要領」¹³⁾などに、これらの視点を具体的に反映させていくことが課題となってくるものと考えられる。

[文献]

- 奥野久雄, 2004, 『学校事故の責任法理』法律文化社.
 学校事故法律実務研究会編, 1987, 『問答式 学校事故の法律実務』新日本法規.
 俵正市, 2012, 『学校事故の法律と事故への対応(改訂版)』法友社.

* 本稿は JSPS 科研費 JP25590228 の助成を受けたものである。

13) 学校保健安全法第29条 学校においては、児童生徒等の安全の確保を図るため、当該学校の実情に応じて、危険等発生時において当該学校の職員がとるべき措置の具体的内容及び手順を定めた対処要領(次項において「危険等発生時対処要領」という。)を作成するものとする。

2) 校長は、危険等発生時対処要領の職員に対する周知、訓練の実施その他の危険等発生時において職員が適切に対処するために必要な措置を講ずるものとする。

(略)

